

新たな高齢社会対策大綱の案の作成について

令和 6 年 2 月 13 日  
高齢社会対策会議決定

1. 平成 30 年 2 月 16 日に閣議決定された高齢社会対策大綱においては、「経済社会情勢の変化等を踏まえておおむね 5 年を目途に必要があると認めるときに、見直しを行うもの」とされている。
2. 我が国においては、少子高齢化が進行し、健康寿命や平均寿命の延伸、高齢者の単身世帯の増加など、経済社会における様々な変化が急速に進んでおり、これらの変化に伴う社会課題に適切に対処し、持続可能な経済社会を構築するための変革を進めていく必要がある。
3. このため、高齢社会対策会議は、高齢社会対策基本法(平成 7 年法律第 129 号)第 15 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、現下の経済社会情勢の変化等を踏まえて、令和 6 年夏頃を目途に、新たな高齢社会対策大綱(以下「新大綱」という。)の案の作成を行う。
4. 新大綱の案の作成に当たっては、内閣府を中心に、関係行政機関が連携・協力して、現大綱に基づく諸施策の進捗状況を把握し、有識者から意見を幅広く聴取することとする。

## 高齢社会対策大綱の策定のための検討会の開催について

令和6年2月13日  
内閣府特命担当大臣決定  
令和6年4月1日一部改正

### 1. 趣旨

「新たな高齢社会対策大綱の案の作成について」（令和6年2月13日高齢社会対策会議決定）を踏まえ、新たな高齢社会対策大綱の案の作成に資するため、高齢社会対策大綱の策定のための検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

### 2. 検討事項

- （1）現行の高齢社会対策大綱に基づく施策の進捗状況の把握
- （2）今後の高齢社会対策の推進に当たっての基本姿勢
- （3）高齢化の現状を踏まえた重点的に取り組むべき施策
- （4）その他高齢社会対策大綱の作成に資するために必要な事項

### 3. 構成員

- （1）検討会は、別紙に掲げる有識者により構成する。
- （2）検討会の座長は、必要に応じ、構成員以外の有識者及び関係行政機関の職員その他の者の出席を求めることができる。

### 4. 庶務

検討会の庶務は、政策統括官（共生・共助担当）において処理する。

### 5. その他

前各項に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は座長が定める。

「高齢社会対策大綱の策定のための検討会」構成員

飯島 勝矢 東京大学高齢社会総合研究機構 機構長  
未来ビジョン研究センター教授

猪熊 律子 読売新聞東京本社編集委員

大空 幸星 特定非営利活動法人あなたのいばしょ理事長

大月 敏雄 東京大学大学院工学系研究科教授

権丈 善一 慶應義塾大学商学部教授

駒村 康平 慶應義塾大学経済学部教授

澤岡 詩野 東海大学健康学部健康マネジメント学科准教授

檜山 敦 一橋大学大学院ソーシャル・データサイエンス研究科教授  
東京大学先端科学技術研究センター特任教授

藤波 美帆 千葉経済大学経済学部准教授

藤森 克彦 日本福祉大学教授  
みづほリサーチ＆テクノロジーズ株式会社主席研究員

御手洗 瑞子 株式会社気仙沼ニッティング代表取締役

(座長) 柳川 範之 東京大学大学院経済学研究科教授

若宮 正子 一般社団法人メロウ俱楽部理事

[50 音順・敬称略]